

京都市監査規程の全部を改正する規程を公布する。

令和2年3月31日

京都市監査委員 田 中 明 秀

同 中 野 洋 一

同 鶴 谷 隆

同 河原林 温 朗

京都市監査委員規程第3号

京都市監査規程の全部を改正する規程

京都市監査規程の全部を次のように改正する。

京都市監査基準

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 監査等の実施方針及び計画の策定（第7条・第8条）

第3章 監査等の実施（第9条～第14条）

第4章 監査等の結果（第15条～第18条）

第5章 監査の実効性の確保（第19条・第20条）

第6章 雑則（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（以下「法」という。）第198条の4第1項の規定に基づき、法、地方公営企業法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）、これらの法律に基づく命令その他別に定めがあるもののほか、監査委員が実施する監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）並びに法令の規定に基づき実施する監査等以外の行為（以下「その他の行為」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査委員の責務)

第2条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義を旨とし、誠実な態度を保持するものとする。

2 監査委員は、次条第1項の目的を達成するために必要な知識及び能力の向上を図るた

め、常に研さんに努めるものとする。

(基本方針)

第3条 監査委員は、監査等及びその他の行為の実施を通じ、法令に適合しない事項、計数の誤りその他適正性若しくは相当性を欠く事項又は経済的、効果的若しくは効率的でない事項（以下「適正性を欠く事項等」という。）を指摘するにとどまらず、その改善を促すことにより、公正で能率的な行政運営の確保及びその透明性の向上を図り、もって市民の福祉の増進及び市政に対する市民の信頼の確保に資することを目的として、職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、前項の目的を達成するうえで指導的な役割を果たすことに重点を置くものとする。

3 監査委員は、常に市政の動向及び社会一般の情勢に留意し、適時かつ積極的に権限を行使するものとする。

4 監査委員は、適切な計画に基づき効果的かつ効率的に監査等を実施するとともに、相互に有機的な関連を持たせ、総合して成果が挙がるよう調整運用するものとする。

5 監査委員は、法令、条例、規則その他の規程及び予算並びに社会通念に照らし、厳正かつ的確に監査等及びその他の行為を実施するものとする。

(監査等の名称)

第4条 次の各号に掲げる監査等については、当該各号に掲げる名称を用いるものとする。

(1) 法第199条第1項の規定による監査（同条第2項の規定による監査を併せて実施する場合を含む。以下同じ。）で、同条第4項の規定に基づき実施するもの 定期監査

(2) 法第199条第1項の規定による監査で、同条第5項の規定に基づき実施するもの（第5号イに掲げるものを除く。） 随時監査

(3) 法第199条第2項の規定による監査 行政監査

(4) 法第199条第6項の規定による監査 市長の要求に基づく監査

(5) 次に掲げる監査 財政援助団体等監査

ア 法第199条第7項の規定による監査

イ 法第199条第1項の規定による監査で、同条第5項の規定に基づき実施するもののうち、同条第7項に規定する財政的援助、出資、保証、信託又は公の施設の管理（アの監査に係るものに限る。）に係る本市の財務に関する事務の執行について、

アの監査と併せて実施するもの

- (6) 法第75条第3項の規定による監査 住民の直接請求に基づく監査
- (7) 法第98条第2項の規定による監査 議会の請求に基づく監査
- (8) 法第235条の2第2項又は地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査
公金の収納又は支払の事務に関する監査
- (9) 法第242条第5項の規定による監査 住民監査請求に基づく監査
- (10) 法第243条の2第3項(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)の
規定による監査及び決定 職員の賠償責任に関する監査
- (11) 法第235条の2第1項の規定による検査 例月出納検査
- (12) 法第233条第2項又は地方公営企業法第30条第2項の規定による審査 決算審
査
- (13) 法第241条第5項の規定による審査 基金運用状況審査
- (14) 財政健全化法第3条第1項の規定による審査 健全化判断比率審査
- (15) 財政健全化法第22条第1項の規定による審査 資金不足比率審査
- (16) 法第150条第5項及びこの規程第21条の規定による審査 内部統制評価報告書
審査

(品質の確保)

第5条 監査委員は、監査等の品質を確保するために、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 品質管理の方針及び手続を定め、これに従い監査等を実施すること。
- (2) 監査事務局の職員(以下「事務局職員」という。)を適切に指揮監督すること。
- (3) 事務局職員に対し、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関する専門的な知識及び能力の習得又は向上を図るために必要な研さんに努めさせること。

(情報の管理)

第6条 監査委員は、監査等及びその他の行為において収集し、又は作成した情報又は資料(提出を求め、一時的に保有する資料を含む。)を適切に管理するものとする。

第2章 監査等の実施方針及び計画の策定

(実施方針)

第7条 監査委員は、監査等を効果的かつ効率的に実施するための方針(以下「実施方針」

という。)を策定するものとする。

2 実施方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 監査等の実施に関する基本的な方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、監査等の実施に関する重要事項

3 監査委員は、情勢の推移により必要が生じたときは、実施方針を変更するものとする。
(監査計画)

第8条 監査委員は、実施方針に基づき、年間監査計画（年間における監査（定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査に限る。）、検査及び審査の実施に関する計画をいう。以下同じ。）及び個別監査実施計画（個々の監査等の実施に関する計画をいう。以下同じ。）（以下この条において「監査計画」と総称する。）を策定するものとする。

2 年間監査計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 実施する監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の対象別の実施予定時期
- (3) 監査等の実施体制
- (4) 前3号に掲げるもののほか、監査委員が必要と認める事項

3 個別監査実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の対象
- (3) 監査等の着眼点
- (4) 監査等の主な実施手続
- (5) 監査等の実施場所及び日程
- (6) 監査等の担当者及び事務分担
- (7) 前各号に掲げるもののほか、監査委員が監査等の実施上必要と認める事項

4 監査計画を策定するに当たっては、おおむね次に掲げる事情に留意するものとする。

- (1) 市政の動向
- (2) 社会一般の情勢
- (3) 監査等の対象となる組織、事務又は事業（以下「組織等」という。）の管理体制
- (4) 監査等の対象となる組織等における情報通信の技術の利用状況
- (5) 過去の監査の結果に対する措置の状況
- (6) 監査資源（人材、物品、予算、時間その他の監査等に活用することができる資源を

いう。以下同じ。)

(7) リスク(監査等の対象となる組織等の目標の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)の内容及び程度

(8) 年間監査計画のうち監査に係る部分にあっては、中期的な観点に基づく実施の見通し

5 監査委員は、前項の事情に変動があった場合又は監査等を実施する過程で新たな事実を発見した場合において、必要があると認めるときは、監査計画を変更するものとする。

第3章 監査等の実施

(実施通知)

第9条 監査委員は、監査又は検査を実施するに当たっては、特に必要がないと認める場合を除き、当該監査又は検査の対象とするものに対し、その旨を文書により通知するものとする。

(監査等の証拠の収集)

第10条 監査委員は、監査等の実施に当たり、着眼点に照らして十分かつ適切な監査等の証拠(監査等の結果において表明する見解の合理的な基礎を形成する資料その他の情報をいう。以下同じ。)を収集するものとする。

(リスクへの対応)

第11条 監査委員は、監査等を効果的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、監査等の対象に係るリスクを識別し、その内容及び程度を検討するものとする。この場合において、リスクの内容及び程度は、監査等の対象に係る内部統制の整備及び運用の状況に関する情報を収集したうえで、総合的に判断するものとする。

2 監査委員は、前項の規定による検討をしたときは、その結果を考慮して、適切に監査等を実施するものとする。

(実施する手続)

第12条 監査委員は、実査、立会い、確認、突合、分析的手続、質問、観察、閲覧その他の手法のうちから、得られる証拠の証明力及び実施の難易を考慮して、監査等の証拠を効果的かつ効率的に収集するために必要と認める手法を選択し、実施するものとする。

2 前項の規定により選択した手法の適用は、試査又は精査による。

3 前項の規定による試査若しくは精査の選択又は試査の範囲の設定は、監査等の性質、対象、リスク、監査資源その他当該監査等に係る事情を総合的に考慮して行うものとする。

る。

4 監査委員は、監査等の過程において想定していなかった事象若しくは状況が生じたとき、又は新たな事実を発見したときは、適宜監査等の手続を追加するものとする。

(監査その他これに類する行為を行う者との連携等)

第13条 監査委員は、監査等を効果的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、監査等の対象となる組織について監査その他これに類する行為を行う者と連携し、情報収集を行うものとする。

2 監査委員は、前項に規定する者又は法第199条第8項に規定する関係人若しくは学識経験を有する者等から収集した情報については、その信頼性を考慮して、自らの責任において活用するものとする。

(弁明又は見解の聴取)

第14条 監査委員は、監査等の結果において適正性を欠く事項等を指摘しようとするときは、原則として、あらかじめ、事務局職員に、関係のある議会、執行機関又は職員（以下「関係職員等」という。）の弁明又は見解の聴取を行わせるものとする。ただし、監査委員がその聴取を自ら行うことを妨げない。

2 前項本文の規定による聴取は、書面により行うものとする。

第4章 監査等の結果

(監査等の結果を記載した書面の作成)

第15条 監査委員は、監査等を終了したときは、その結果を記載した書面を作成するものとする。

2 前項の書面には、監査等の結果を決定した監査委員の氏名を表示するほか、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、監査等の性質によりその記載事項を省略することがある。

(1) この規程に準拠して監査等を実施した旨（監査委員の責めに帰すべき事由によりこの規程に準拠して監査等を実施することができなかった場合にあつては、その旨及びその理由）

(2) 監査等の種類

(3) 監査等の対象

(4) 監査等の着眼点

(5) 監査等の主な実施内容

(6) 監査等の実施場所及び日程

(7) 監査等の結果を決定した監査委員以外に監査等を実施した監査委員がある場合にあっては、監査等を実施した全ての監査委員の氏名

(8) 除斥その他の事由により監査等を実施しなかった監査委員がある場合にあっては、当該監査委員の氏名

(9) 前各号に掲げるもののほか、監査委員が必要と認める事項

3 監査委員は、措置を講じるべき事項があると認めるときは、その内容及び必要に応じてその原因を監査等の結果に記載するものとする。

4 監査委員は、その責めに帰することができない事由により重要な監査等の手続を実施することができず、監査等の結果において見解を表明するに足る合理的な基礎を形成することができなかつたときは、監査等の結果にその旨、実施することができなかつた手続及びその理由を記載するものとする。

5 第1項の書面は、正確、簡潔、明瞭かつ平易に記載するものとする。

(法第199条第11項の規定による勧告)

第16条 法第199条第11項の規定による勧告は、監査の結果において関係職員等に対し措置を講じるべきことを求めた場合において、関係職員等が相当の期間内に当該措置を講じないときであつて、当該措置を講じないことにより生じているリスクの及ぼす影響が特に重大であるときに限り、行うものとする。この場合において、当該勧告は、措置を講じるべき期限を付して行うものとする。

(公表の形式)

第17条 法第75条第3項及び第5項、第199条第9項、第10項後段、第11項後段、第13項、第14項後段若しくは第15項後段又は第242条第4項後段、第5項(法第252条の43第5項において読み替えて適用される場合を含む。)若しくは第9項後段の規定による公表は、監査公表の形式により、京都市条例の公布等に関する条例第6条において準用する同条例第2条第2項に定めるところにより速やかに行うものとする。

(監査等の調書)

第18条 監査委員は、次に掲げる文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)(以下「文書等」という。)を監査等の調書として整理し、保存するものとする。

- (1) 年間監査計画
- (2) 個別監査実施計画
- (3) 監査等の結果
- (4) 前3号に掲げるもののほか、監査委員協議会において協議し、又は合議した事項に係る文書等
- (5) 監査等の結果において指摘した適正性を欠く事項等に係る監査等の証拠（当該監査等の証拠を監査等の対象となったものが所有している場合にあっては、その写し）
- (6) 第14条の規定による弁明又は見解の聴取の際、関係職員等から提出された文書等
- (7) 市長、議会、公営企業管理者又は住民の要求又は請求に基づく監査にあっては、その要求書又は請求書（要求書又は請求書に添付された書面を含む。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、監査委員が監査等の調書として保存する必要があると認める文書等

第5章 監査の実効性の確保

（改善のための指導）

第19条 監査委員は、監査（住民監査請求に基づく監査及び職員の賠償責任に関する監査を除く。）の実効性を高めるために必要があると認めるときは、適正性を欠く事項等の改善を図るための指導を事務局職員に行わせることがある。

（措置に係る通知等の要請）

第20条 監査委員は、法第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告を提出した関係職員等に対し、期限を定めて、同条第14項前段に規定する措置について、同項前段の規定による通知又は状況の報告を求めるものとする。

2 監査委員は、第16条後段に規定する期限までに法第199条第15項前段の規定による通知がないときは、勧告をした関係職員等に対し、状況の報告を求めるものとする。

第6章 雑則

（公営企業管理者等の担任する事務に係る内部統制評価報告書審査）

第21条 監査委員は、公営企業管理者その他の本市の機関（市長を除く。）が担任する事務について法第150条の規定の例により同条第4項に規定する報告書が作成された場合において、当該報告書の審査の依頼を受けたときは、同条の規定の例により、審査を実施するものとする。

（報告の徴収）

第22条 監査委員は、地方自治法施行令第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令第22条の5第3項の規定により、指定金融機関及び収納代理金融機関又は出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に対する検査の結果について、会計管理者又は公営企業管理者に対して報告を求めるものとする。

2 監査委員は、地方自治法施行令第158条の2第5項の規定により、地方税の収納の事務の委託を受けた者に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(関係規程の一部改正)

2 京都市監査委員協議会規程の一部を次のとおり改正する。

改正前	改正後
(会議) 第2条 <u>京都市監査規程</u> 第1条に規定する <u>監査、検査及び審査</u> (以下「 <u>監査等</u> 」という。)の実施に係る協議会の会議(以下「 <u>会議</u> 」という。)は、代表監査委員が招集し、進行に当たる。	(会議) 第2条 <u>京都市監査基準</u> 第1条に規定する <u>監査等及びその他の行為</u> (以下「 <u>監査等</u> 」と総称する。)に係る協議会の会議(以下「 <u>会議</u> 」という。)は、代表監査委員が招集し、進行に当たる。
2・3 (略)	2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(監査事務局)